

平成30年第1回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成30年1月25日(木)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後3時30分					
閉会時刻	午後4時45分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事 関係 出席者	
事務局	事務局長 国分 央 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩 主任 横手 康雄 主事 榊 有也
傍聴人	平田 保
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第6	専決処分の報告について
その他	

<p>議 長</p>	<p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 1 番、2 番にお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>9 番</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>日程第 2 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 9 番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請人は鹿山で乳牛を約 80 頭を飼育している酪農家です。申請地は 11 月に申請があった場所の近接地で今は、牧草が刈られた後でした。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>14 番</p> <p>議 長</p> <p>3 番</p> <p>14 番</p> <p>3 番</p> <p>事 務 局</p> <p>12 番</p> <p>事 務 局</p> <p>13 番</p> <p>事 務 局</p>	<p>日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p> <p>日程第 3 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 14 番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請人は夫婦で乳牛を飼育している酪農家です。申請地は智光山公園の西側に位置します。現在、すでに牧場として利用しており、追認の案件となります。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>今までも牧場として使用していたのですか。</p> <p>はい、昭和 40 年代から使用していたそうです。</p> <p>現在の地目はどうなっていますか。</p> <p>現在は畑となっています。</p> <p>農地と牧場の解説をお願いします。</p> <p>農業上で利用される土地には、畑と田からなる「農地」と牧場などの「採草放牧地」があります。農地から採草放牧地へ変更する場合は、農地転用が必要となります。</p> <p>農地から採草放牧地に転用した場合のメリットを教えてください。</p> <p>地目や面積規模によって、課税額に変動があります。</p>

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の2番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>2 番</p>	<p>19日に現地を確認しました。申請地は国道407号線の田木の交差点の近くに位置します。申請人は、過去に407号線の信号付近の道路が変更したことにより、自分が所有している畑を出入口として宅地へ進入していたことです。そのため、本件は畑を分筆して進入路として転用する案件となります。</p>
<p>議 長 12 番 事 務 局 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 分筆後に残る土地は畑のままですか。 残った土地には、うどむろと堆肥置場があるため、畑で残ります。 質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 事 務 局</p>	<p>日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第4議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、申請地の隣地に、平成9年に申請人の夫により建築された建築物の一部が、当該申請地に出ていることが判明したため、これを解消するべく申請に至ったものです。 本来であれば、農地に出ている建築物を壊して、農地へ復元しなくてはなりません。当該建築物については、都市計画法に基づく開発許可を取得していること、また、今後においても申請者の生活拠点として必要なものであることから、追認の扱いとされております。 なお、生活拠点とする理由ですが、現在、申請人は介護認定を受ける関係、病院への通院及び生活補助を受けるため、息子である譲渡人の住宅に住んでおりますが、近々、理学療法士の資格を持つ、孫と暮らす予定となっております。</p>

議 長
12 番
事 務 局
1 番 (推進委員)
事 務 局

議 長
委 員
議 長

委 員
議 長

議 長
事 務 局
議 長
5 番

議 長
事 務 局

議 長
委 員
議 長

委 員
議 長

議 長
事 務 局
議 長

ます。

申請目的の理由などから、必要性が認められるため、許可相当と考えております。

質疑がありましたらお願いします。

建物が建築された年を教えてください。

平成9年になります。

本来は建築をする前に転用されなければならなかった案件ですか。

過去の申請では、畑に建物が建築されない計画でしたが、畑を含めて開発許可をとっていたため、建物も畑に建築された状態となっております。本来、農地に建物を建築する場合は、建築前に農地転用の手続きが必要です。

質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

事務局より2番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の5番より申請地の状況について説明をお願いします。

申請地は高麗川公民館から板仏の交差点に向かう途中を南側へ進んだ土地になります。申請地にはタラノキ、梅が生えていました。

事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

申請地付近は、もともと市街化区域であったことから、上下水道が整備されている区域であります。この関係から近年では、近隣で開発による住宅建築が進んでいる状況であり、申請地においても農地の継続ではなく、近隣状況にあった土地活用を考え、今回の計画に至ったものであります。

申請地の農地区分は第3種農地であり、計画内容が妥当であると判断できることから、許可相当と考えております。

質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

事務局より3番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の14番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

14 番	20日に現地を確認しました。申請地は川越の清掃センターの西側になります。申請地は、奥の宅地が道路に面していないため、その進入路として使用する土地です。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長	日高市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限）により、1番（推進委員）は退席をお願いします。
事 務 局	事務局より4番の朗読をお願いします。
議 長	〈議案朗読〉
8 番	本件担当の8番より申請地の状況について説明をお願いします。
議 長	21日に現地確認をしました。申請地は県道日高川越線の栗坪交差点から北へ100m進み、2つに分かれている道を左へ進んだ土地です。現在は休耕地でした。
事 務 局	事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
議 長	当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、平成29年7月に除外認可を受けております。
議 長	転用の目的については、現在、既存駐車場の駐車可能台数が20台程度しかないため、寺の役員定例会や特に法事等の行事の際には30台程度の駐車台数となることで、近隣の道路上などに駐車している状況から事故等の危険性があるなどの理由から敷地を拡張し駐車場用地を確保するため、申請に至っております。
議 長	申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的などの理由から必要性が認められるため、許可相当と考えます。
12 番	質疑がありましたらお願いします。
事 務 局	造成工事はしますか。
議 長	盛土をして隣接地との境にブロックを積み、金網フェンスを設置する計画です。
委 員	質疑がありましたらお願いします。
議 長	ありません。
委 員	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
議 長	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。 1番（推進委員）の入室をお願いします。

<p>議 長 事 務 局 議 長 6 番 議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より 5 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の 6 番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は太田鉄工の敷地の間にある道に接しています。現在は、高さ 1 m ほどの枯草が生えていました。申請地の東側は、申請人の資材置場です。 事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、平成 29 年 11 月に除外認可を受けております。 転用の目的については、既存資材置場に隣接している当該申請地を拡張することで、置場内部の動線を確保し、置場全体の効率的な利用を可能としたことから、申請に至っております。 申請地の農地区分は 2 種農地であり、計画目的などの理由から必要性が認められるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議 長 委 員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 委 員 議 長 3 番</p>	<p>事務局より 6 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の 3 番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は県道日高川越線を川越方面に進み、圏央道をくぐった先にスガ試験機という会社があり、その近接地になります。現在は草がきれいに刈られており、大根やネギが作付されておりました。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、平成 29 年 11 月に除外認可を受けております。 転用の目的については、現在、高萩地内に資材置場を設置しておりますが、置場としての十分な広さがないことで、重機などの作業環境に苦慮していることや置場への進入路も狭く、作業効率が悪い状況を解消するため、新規に資材置場を設置して移転したいため、今回の申請に至っております。 なお、土地の選定については、面積を 300 m²程度、高萩地内で事務所から 2 km 程度を基準にして検討し、周辺状況や地権者交渉等の結果から当該申請地を選定しております。 申請地の農地区分は 2 種農地であり、計画目的などの理由から必要性が認められるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議 長 1 番 (推進委員)</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 申請地の北と南の隣接地の地目を教えてください。</p>

<p>事務局 議長 委員 議長</p>	<p>両方とも宅地になります。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長 6番</p>	<p>事務局より7番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地はひだかアリーナの西側に位置します。現在は、草が多少生えている状態でした。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、平成29年11月に除外認可を受けております。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>転用の目的については、現在、旭ヶ丘地内の土地を借用して資材置場を設置しておりますが、貸主から土地の返却をしてもらいたいとの意向があったため、新規に資材置場を設置するため、今回の申請に至っております。 なお、土地の選定については、本社がある高麗川地域かつ10km以内を基準にして検討し、周辺状況や地権者交渉等の結果から当該申請地を選定しております。 申請地の農地区分は3種農地であり、計画目的などの理由から必要性が認められるため、許可相当と考えます。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長 2番</p>	<p>事務局より8番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の2番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 本件は農地法4条の2番で説明した土地の国道407号線側の土地になります。案件の説明としては、農地法4条の2番で話した内容と同じです。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第</p>

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第5 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について 日程第5議案第4号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局 議 長 9 番</p>	<p>〈議案朗読〉 本件担当の9番より申請地の状況について説明をお願いします。 先月に申請された土地の隣接地になります。長年、耕作はされていないようですが、草の管理はされていました。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は、川越市に所在する農地所有適格法人です。経営地については、川越市、東松山市、日高市にて農地を借り入れており、小松菜、ほうれん草、人参などの野菜を栽培しています。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>生産した野菜については、同系列の産直グループこだわり村という会社で経営する県内5店舗を構える「有機の里」という店舗で販売しております。また、所沢市内で、自然食ビュッフェレストランも経営しております。 申請地は申請人の経営地に近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。</p>
<p>議 長 12 番 事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 最終的に申請地付近をどれくらいの規模で集積していく予定ですか。 5haを目標としていると聞いています。</p>
<p>9 番 事 務 局</p>	<p>申請地の1筆が周辺の大字名と違いますが、これは飛び地ですか。 はい、そうだと思います。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第6 専決処分の報告について 日程第6専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>1 番（推進委員） 事 務 局</p>	<p>3条届出の案件ですが、この後の手続きの流れを教えてください。 この後は、農地法第3条により埼玉県農林公社から認定農業者へ農地を譲り渡す流れとなります。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>

議 長	以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。
-----	--------------------------------

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印